

再犯防止推進計画等検討会

名古屋市の再犯防止施策における課題等について

令和 4 年 3 月 2 4 日（木）
名古屋市スポーツ市民局
市民生活部地域安全推進課

本市におけるこれまでの取組

主な経緯

平成 2 9 年度	・再犯防止に係る所管部署決定 ・モデル事業への応募決定
平成 3 0 年度	・モデル事業（伴走型入口支援事業）を開始
令和 元年度	・事業実施、中間評価
令和 2 年度	・最終効果検証 ・法務省への成果報告
令和 3 年度	・本市再犯防止推進計画を策定・公表
令和 4 年度	・計画に基づき名古屋市立ち直り支援コーディネート機関（仮称）を設置

モデル事業を実施した背景

- 対象者数の多さ
- 多岐にわたる相談支援窓口
- 対象者には高齢や障害など複合的な課題や狭間の問題を抱える方が多く、福祉的支援へのつながりと支援の継続が課題（特に入口支援では、国による取組のみでは支援につながりにくい）

名古屋市再犯防止推進モデル事業概要

事業名

高齢者・障害者・若者を対象とする
伴走型入口支援事業

対象者

万引き等の比較的軽微な犯罪をして起訴猶予となった人のうち、福祉的支援を必要とする
高齢者、障害者等、若者

事業期間

平成31年1月～令和2年6月（1年半）

再委託先

特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
（愛知県地域生活定着支援センター受託法人）

名古屋市再犯防止推進モデル事業概要

円滑に福祉的支援を提供するためにコーディネート機関を設置。
福祉へのつながりと継続支援を通じ、再犯をしなくてすむ環境を整える。

1
コーディネート

つ な ぐ

名古屋地方検察庁又は名古屋保護観察所からの連絡に基づき、本人と面談して適切かつ円滑に福祉窓口等へつなぐとともに、必要な申請支援等を行う。

2
フォローアップ

継 続 支 援

本人又はその関係者からの支援ニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、支援開始から6ヶ月間を目安として、助言その他必要な支援を継続的に行う。

3
ヒアリング

調 査 ・ 分 析

コーディネート及びフォローアップに合わせて対象者へ支援のニーズ・課題等についてヒアリング調査を実施し、効果検証に向けた情報収集を行う。

対象者実数

実績

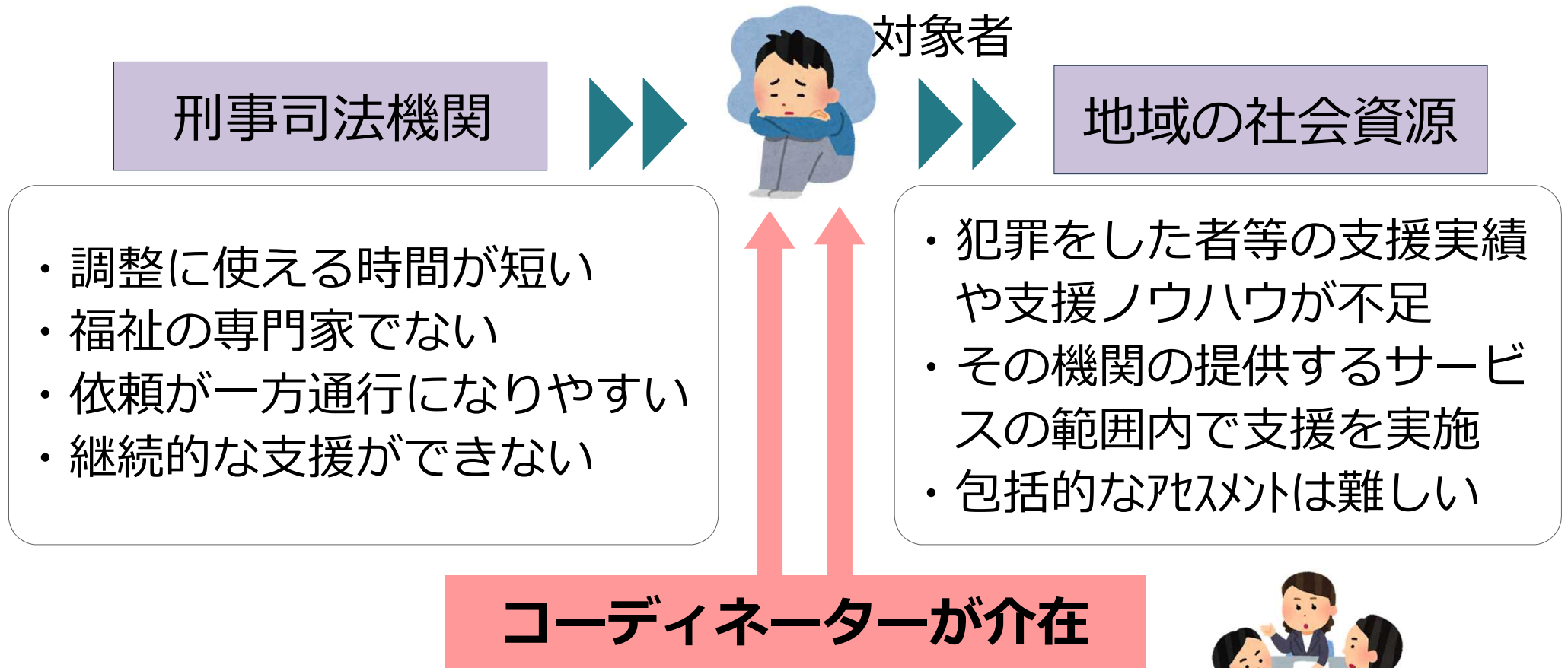
82 人

(想定)

90 人

高齢者 46 人、障害者 30 人（精神 21 人、知的 7 人、身体 2 人）、若者 6 人

司法と福祉の連携における課題認識



コーディネート機関設置による3つの成果

- ① 司法と地域の間に入り、本人を中心として必要な支援を実施 (Enter between justice and community, implement necessary support centered on the person)
- ② 地域の社会資源を活用できるよう働きかけ (Work to utilize local social resources)
- ③ 伴走型の継続的なフォローアップ (Accompanying continuous follow-up)



令和 4 年度以降の取組予定

主な新規施策の方針

◎モデル事業の成果を踏まえ、犯罪をした人等に寄り添い一貫して支援する体制（コーディネート機関）を整備 ※次頁参照

○コーディネート機関等を中心に関係機関の連携や課題の共有等を図るためのネットワークを構築

○庁内外の関係者に対する情報発信や連携強化、市民・事業者への広報啓発を実施

犯罪をした人等に寄り添い、一貫して支援する体制の整備（名古屋市）【案】

要旨

犯罪や非行からの立ち直りを支援するコーディネーターを配置（業務委託）し、高齢、障害、生活困窮等により支援を必要とする起訴猶予者等に対し、検察庁等から依頼を受け、関係機関と連携して必要な支援に係る調整や本人に寄り添った相談対応、継続的なフォローアップ等を一貫して行い、地域での安定した生活につなげる伴走型の支援体制を整備する。

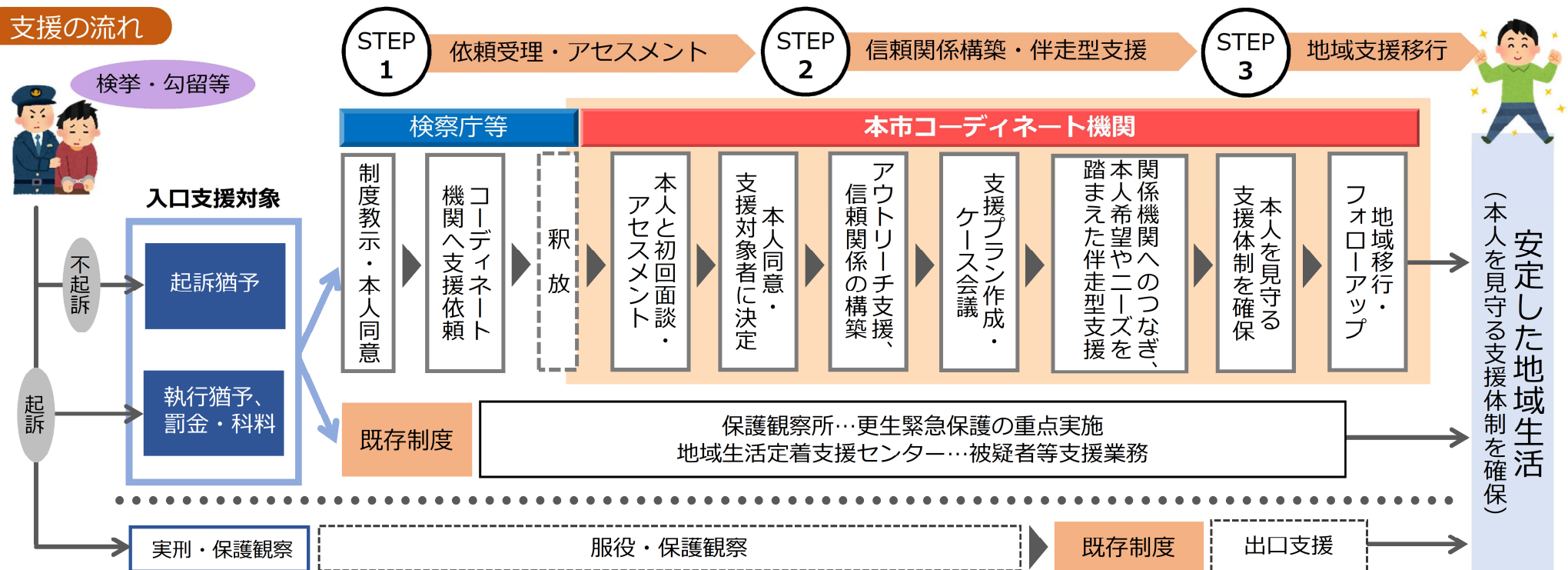


事業内容

STEP 1	依頼受理・アセスメント	支援を必要とする起訴猶予者等について検察庁等から依頼を受け、コーディネーターが本人と面談して丁寧にアセスメントし、本人の同意を得た上で支援対象者に決定
STEP 2	信頼関係構築・伴走支援	アウトリーチを通じて信頼関係の構築に努め、支援プランの作成やケース会議、関係機関へのつなぎなど、本人の希望やニーズを踏まえた伴走型の支援を実施
STEP 3	地域支援移行	地域の社会資源への引継ぎなど、本人を見守る支援体制を整備して地域移行を図り、必要に応じてフォローアップを実施



支援の流れ



対象者の支援や関係機関との連携等においてコーディネーターが課題を把握した場合は、関係機関と情報を共有し必要な対応を検討

今後の課題（国へ期待すること）

施策を進める上での課題認識①

市町村が担うべき役割が具体的に示されていない

地方自治体（市町村）の役割や国との役割分担について具体的な記載がなく、市町村としての取組方針を検討しにくい

⇒本市では、関係者（地検、保護観察所、矯正管区、定着センター等）等と課題認識を共有し、取組方針を決定

⇒国が市町村に具体的にどのような取り組みを期待しているか示してほしい

施策を進める上での課題認識②

モデル事業終了後の財政的支援がない

モデル事業を実施した地方自治体を中心に、県費（市費）で独自に取組を継続する事例がある一方で、モデル事業未実施の自治体等では取組が進みにくい状況となっている

⇒①と併せて、犯罪をした者等の地域生活の安定に向けた支援体制づくり等に対する補助を希望（地方自治体の手あげによる任意事業とし、モデル事業の成果を踏まえて必須項目を設定するなど）

施策を進める上での課題認識③

対象者の情報を市町村に円滑に提供する仕組みづくり

検察庁では被疑者・被告人等を入口支援の対象としているが、地方自治体と入口支援で連携するにあたり、公判で対立当事者同士となる被告人も含め、円滑な情報提供を期待

⇒省庁間の調整、関係法令を踏まえた統一的な見解が必要

⇒起訴猶予や執行猶予等が見込まれるようになった段階で、なるべく早く市町村に情報を提供いただくことで、支援の実効性を高める

施策を進める上での課題認識④

犯罪をした者等を支える社会資源の拡充、民間協力者の活動促進

- 犯罪をした者等を受け入れる地域の社会資源が不足
- 保護司の担い手不足や高齢化、更生保護施設の資金不足、協力雇用主の業種の偏りなど、民間協力者に関する課題が顕在化
- ⇒再犯防止推進法の施行に伴い、地方公共団体へもこれらの課題解決に向けた取組への意見が寄せられている
- ⇒国による抜本的な対策の検討

施策を進める上での課題認識⑤

再犯防止を所管する部局のミスマッチ

市民安全部門等が再犯防止を所管している自治体が一定数あるが、市町村においては高齢、障害、生活困窮、社会的孤立など福祉施策分野における取組が主であり、庁内の足並みがそろっていない可能性がある

⇒市町村が犯罪をした者等への切れ目のない支援体制の整備を進める上では、福祉担当部局が中心となるのがスムーズ